

移動支援ガイドライン（新旧対照表）

現 行	改 訂 後
<p>1～5（略）</p> <p>6 サービスの内容</p> <p>(2) 移動支援に含まれないと考えられる事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病院等での単なる待ち時間で、具体的な支援を行う必要がない場合 ○ 遊び相手（キャッチボールの相手やカラオケで一緒に歌うなどの行為） ○ 移動支援事業所等が発案・企画するイベント等への参加及びそれに類する場合 ○ 外出の主たる目的地を移動支援事業所等として『預かり行為』を行う場合（※移動支援は、障がい者（児）に対する外出支援を目的としているため、保護者のレスパイトを目的としたものは対象とはならない。） <p>7～8（略）</p> <p>9 移動支援に関するQ&A</p> <p>Q 1～Q15（略）</p> <p>Q16</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="background-color: #e0ffe0; padding: 5px;">Q 1 6 事業者主催の行事</p> <p>事業者が主催（発案・企画）した集団旅行・遠足等のレクリエーション活動に際して、移動支援を利用することはできますか。</p> </div> <p>A 移動支援は、利用者の発意による外出が原則であり、移動支援事業所（運営法人を含む。）が主催する行事等については、移動支援の対象とはなりません。</p> <p>Q17～Q30（略）</p>	<p>1～5（現行どおり）</p> <p>6 サービスの内容</p> <p>(2) 移動支援に含まれないと考えられる事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病院等での単なる待ち時間で、具体的な支援を行う必要がない場合 ○ 遊び相手（キャッチボールの相手やカラオケで一緒に歌うなどの行為） ○ 移動支援事業所等が発案・企画・<u>運営実施の手伝い</u>を行うイベント等への参加及びそれに類する場合 ○ 外出の主たる目的地を移動支援事業所等として『預かり行為』を行う場合（※移動支援は、障がい者（児）に対する外出支援を目的としているため、保護者のレスパイトを目的としたものは対象とはならない。） <p>7～8（現行どおり）</p> <p>9 移動支援に関するQ&A</p> <p>Q 1～Q15（現行どおり）</p> <p>Q16</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="background-color: #e0ffe0; padding: 5px;">Q 1 6 移動支援事業所等が開催に携わる行事等の利用</p> <p>移動支援事業所等が<u>開催</u>（発案・企画・<u>運営実施の手伝いも含む</u>）する集団旅行・遠足等のレクリエーション活動に際して、移動支援を利用することはできますか。</p> </div> <p>A 移動支援は、利用者の発意による<u>個別的な</u>外出が原則であり、<u>移動支援事業所及びその運営法人（Q16において、以下「事業所等」という。）</u>が<u>開催</u>する行事等については、移動支援の対象とはなりません。 <u>また、事業所等とは別の団体が開催する行事等であっても、事業所等の職員又は関係者が開催に関与している場合は対象とはなりません。</u></p> <p>Q17～Q30（現行どおり）</p>